

1. みどりの基本計画の改定にあたって

1-1. みどりの基本計画とは

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、国の各種政策の理念や趣旨を反映した上で、大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画」を指針とし、本市の上位計画である「寝屋川市総合計画」に即すとともに、「寝屋川市都市計画マスタープラン」や「寝屋川市立地適正化計画」との適合、または関連計画である「寝屋川市環境基本計画」などと整合した内容として改定するものです。

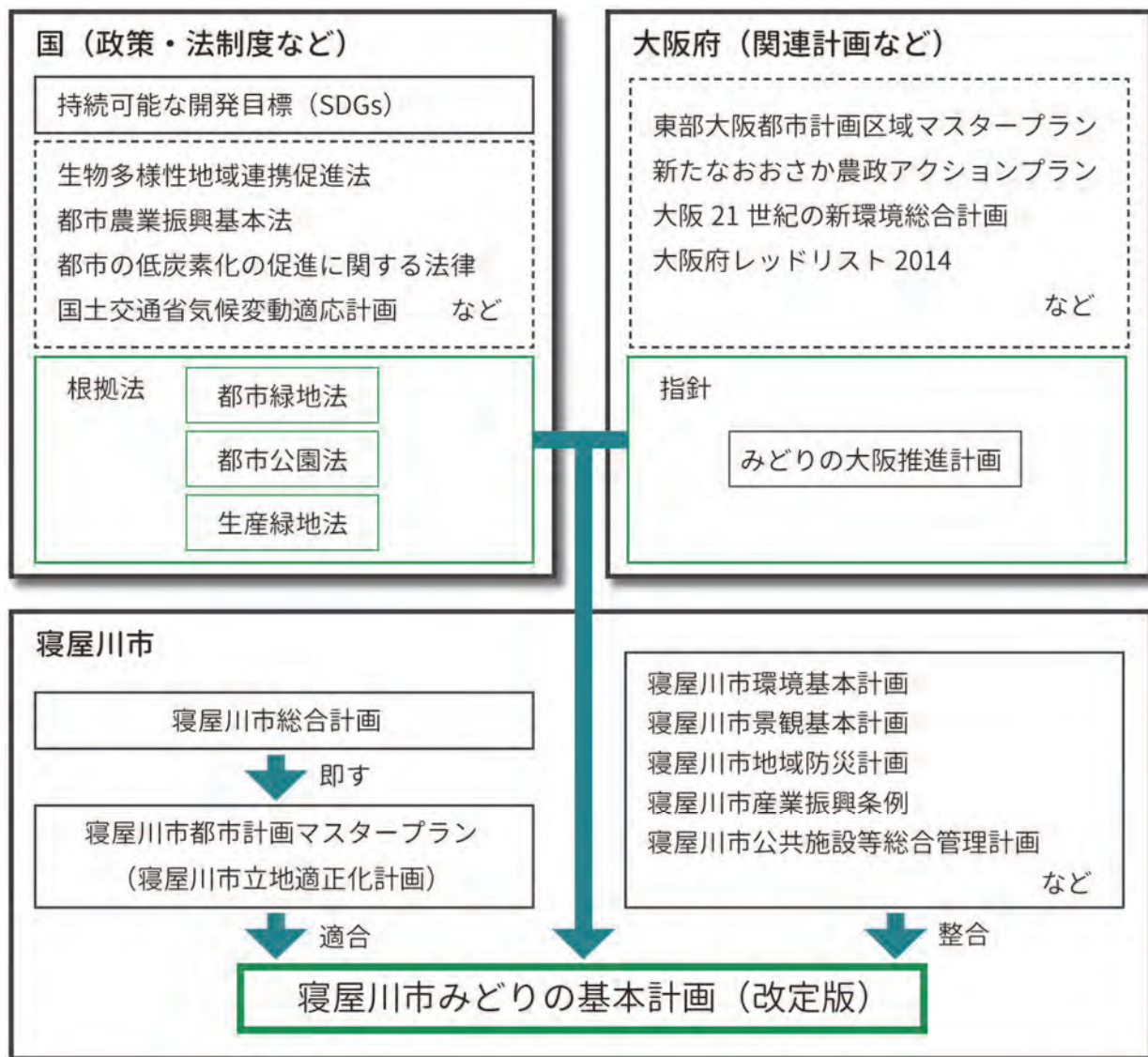


図 計画の位置付け

1-3. 改定の背景と目的

(1) 改定の背景

① 社会情勢の変化

平成 13 年（2001 年）3 月に寝屋川市緑の基本計画（以下、「平成 13 年（2001 年）策定計画」という。）が策定されてから約 18 年が経過し、その間、少子高齢化の進行や人口減少、成熟社会における市民の価値観の多様化が進むなど社会情勢は大きく変化しました。

なかでも、地球温暖化をはじめとした環境問題や生物多様性の保全などにおける市民の環境志向の高まりや、気候変動により懸念される水害や土砂災害などの自然災害の頻発や激化に対応した安全安心なまちづくりについて、国においてもこれらの課題解決には多様な主体が連携した共助による地域づくりが重要であるとされています。

また、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会において、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について、みどりとオープンスペースによる都市のリノベーションをはじめとする3つの戦略を重点的に推進すべきとされています。

② 関係法令、上位計画等の動向

平成 29 年（2017 年）5 月公布の都市緑地法等の一部改正において、都市緑地法では都市農地を都市に「あるべきもの」として捉え、緑地として明確に定義することをはじめ、市民緑地認定制度の創設やみどり法人が拡充され、都市公園法では、公園整備における公募設置管理制度の創設、公園占用許可対象等の緩和がなされるとともに、公園協議会の設置が可能となるなど、市民等をはじめとする民間活力を最大限に活用するための制度の充実が図られており、また、生産緑地法では指定面積要件の下限について条例により 300 m²から 500 m²未満の範囲で定めることや、農家レストランなどの設置可能な施設が新たに追加されました。

あわせて、農地関連では平成 27 年（2015 年）4 月に制定された都市農業振興基本法において、農地の利活用による都市の貴重なみどりとしての保全を図ることが示されており、大阪府においても、新たなおおさか農政アクションプラン（都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例など）に基づいた都市農業の多様な機能の発揮と都市農地の有効活用と保全のための取組が進められています。

また、前述の「社会情勢の変化」でも示している環境問題や生物多様性などの視点では、平成 24 年（2012 年）9 月に制定された都市の低炭素化の促進に関する法律や、平成 27 年（2015 年）11 月に閣議決定された国土交通省気候変動適応計画において、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用などの合理化や環境問題に対する適応策などが示されるとともに、平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催を踏まえて制定された生物多様性地域連携促進法などの視点からも、みどりの再生、保全、創出等の取組の重要性が示されています。

さらには、平成 27 年（2015 年）の国連総会において採択されたアジェンダ 2030 において持続可能な開発目標（SDGs）が示され、みどりの立場からもこれらの目標達成を目指すことを通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要とされています。

③本市のみどりに関する動向

本市においても、定住人口の減少や少子高齢化が一層進むことが予測される中、集約連携型のまちづくりを進めるため、寝屋川市立地適正化計画などに基づく都市機能の集約化とともに、市の有するポテンシャルを活かした課題解決を目指しており、持続可能な住みよいまちの実現において多様な視点においてもみどりの活用が重要となっています。

あわせて、人口減少等が進む中、今後のみどりの担い手についても高齢化や人手不足が懸念されることから、多様な主体の更なる連携によりみどりに関わる機会づくりや、協働による新たなみどりづくりが求められています。

また、既存ストックの有効活用と効率的・効果的な都市基盤整備を進める中で、長期未着手の都市計画公園について、地域のみどりの状況を踏まえた再編を進めることや、多くの都市公園が整備後30年以上経過していることから、遊具やその他の公園施設について計画的かつ効率的な維持管理を推進していく必要があります。

④本市のみどりの取組実績

平成13年(2001年)策定計画では、「協働によるみどりのまちづくり」をテーマとし、「緑化モデル優先地区(田井西公園周辺地区、寝屋川市駅周辺地区)」における重点的な緑化の推進をはじめ、市民ワークショップによる計画づくりを踏まえた公園や親水空間の計画・整備など、みどりの保全及び創造を推進してきました。また、「サクラ☆プロジェクト」によるサクラをテーマとしたまちづくりなど、緑化の推進や市民による参画・協働によるみどりの普及に努めてきました。

コラム 持続可能な開発目標(SDGs)とみどりの基本計画

平成27年(2015年)に国連総会で採択された平成42年(2030年)までの国際目標です。本市は、本計画などに基づく取組の推進を通じて個別目標の達成を目指します。



（２）改定の目的

これらの背景を踏まえ、次の目的により新たな時代に応じたみどりづくりの方針として平成13年（2001年）策定計画を改定するものです。

- ①人口減少・少子高齢化を見据え、まちの安全確保や魅力の向上を図りつつ、更なる市民意識の向上や、多様な主体によるみどりへの関わりを推進
- ②集約型都市構造化やみどり・農が共生する都市の実現を目指し、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布などに伴い、戦略的なみどり・オープンスペース政策を推進
- ③「環境問題や安全・安心なまちづくり」において、「環境問題の顕在化」や、様々な災害に対応するための都市の低炭素化の促進、気候変動への適応策としての緑化の取組の展開による防災機能の強化を推進
- ④都市緑地法運用指針の改正により示された生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえて、地域における多様な主体の連携による取組を推進
- ⑤大阪府において「都市計画区域マスタープラン」「みどりの大阪推進計画」が策定され、施設緑地と地域制緑地を一体的に評価する仕組みづくりが進められたことや、都市公園法等の改正を受けて、みどり全体の質の向上とともに都市公園のマネジメントを推進
- ⑥都市計画公園における「建築制限の長期化への対応」や「説明責任の明確化」などに対応するため、必要に応じた都市計画変更を推進



寝屋川市のまちなみ（淀川方向）

1-4. みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「みどりの大阪推進計画」を参考に次のとおり定義します。

みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、更にこれらを「施設緑地」と「地域制緑地」に分類します。

緑地	施設緑地	都市公園あるいはこれに準ずる機能を持つ施設として、国、大阪府、市が土地を所有している緑地（借地等の場合も含む）
	地域制緑地	森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、大阪府、市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

また、みどりの中で樹林や樹木で覆われたエリア、草地等（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）で覆われたエリア、及び農地エリアを「緑被地」とします。

緑被地	樹林や樹木、草地等（芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）、農地
-----	--



図 対象とするみどりのイメージ

1-5. みどりの機能

本市のみどりは、「環境保全機能」・「レクリエーション機能」・「防災機能」・「景観形成機能」に加えて、市民・事業者・学校・行政による「協働の活動などにより生み出される機能」を有しており、自然、教育、福祉、観光など多様な分野において機能を発揮しています。

表 みどりの機能（例）

<p>環境保全機能</p>	<p>淀川河川公園や寝屋川などは、貴重種（シロヒレタビラヤコウガイモなど）の生物の生息・生育環境であり、貴重な自然環境が形成されています。</p> <p>また、これらのみどりはヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収源などとして環境保全に寄与するものです。</p>
<p>レクリエーション機能</p>	<p>都市公園や寝屋川沿いの親水空間などでは、市民の憩いの場であるとともに、水辺などの自然とのふれあいや、ウォーキング・散策などの健康づくり、スポーツなどの余暇活動の場として利用されます。</p> <p>また、学校グラウンドなどを含めて、イベントや行祭事の場として利用されるなど、レクリエーション機能を有しています。</p>
<p>防災機能</p>	<p>都市公園や学校グラウンドなどは、避難地として活用されるとともに、寝屋川公園では災害時の後方支援活動拠点として位置づけられており、農地などでは雨水貯留機能や防災時の一時避難空間等としての機能を有しています。</p> <p>また、第二京阪道路をはじめとする主要な幹線道路は、延焼遮断機能や避難路機能を担うなど、様々な防災機能を有しています。</p>
<p>景観形成機能</p>	<p>淀川河川公園や寝屋川公園、友呂岐緑地などは、「新寝屋川八景」に選出されるとともに、淀川や生駒やまなみ緑地などは「寝屋川市景観計画」における大きな景観軸として位置づけられています。</p> <p>また、鉄道駅やこれを拠点とした桜街道、または市を代表する寝屋川などの水辺空間は、シンボルとしての景観を形成しており、神田天満宮のクスノキをはじめとする歴史的な景観形成にも寄与しています。</p>
<p>協働の活動などにより生み出される機能</p>	<p>淀川河川公園や寝屋川などの水辺空間は、市民等による自然再生などの環境保全活動が行われるとともに、環境学習などの場として活かされており、道路や公園などの公共施設における清掃活動や、花いっぱいのみちづくりの推進を含めて、市民活動や社会貢献活動を通じた地域コミュニティの形成にも寄与します。</p> <p>また、鉄道駅周辺や打上川治水緑地では、「サクラ☆プロジェクト」によるシティプロモーションが展開されるなど、市の都市格向上にも貢献しています。</p>